

住宅市街地総合整備事業【整備計画】

(第二回変更)

平成30年9月

秋 田 市

整備地区概要表

都道府県名：秋田県		整備計画策定者名：秋田市
整備地区名：秋田駅東第三地区		
属する地域等 <ul style="list-style-type: none"> 重点供給地域 その他（地方拠点都市地域、県庁所在地、中心市街地基本計画区域） 		
含まれる重点整備地区 <ul style="list-style-type: none"> 拠点開発型 沿道等整備型 密集住宅市街地整備型 耐震改修促進型 		
区域の現況	整備地区面積（S）	平成 17 年度に整備計画を策定し、平成 24 年度に重点整備地区（第二工区）を再設定して、土地区画整理事業と一体的に、老朽住宅の除却等により、市街地防災性の向上、住環境の整備を進めてきた地区であり、事業の進捗にともない、残された密集住宅市街地の土地に重点整備地区（第三工区）を拡大して事業を展開すべく、整備計画・事業計画を見直す地区である。
	45.5 ha	
	連担して土地利用の転換が見込まれる地区の面積（S）	
	0.00 ha	
	住宅戸数密度算定面積（S - s）	
45.5 ha（S'）		
住宅戸数（A）	2,125 戸	
住宅戸数密度（A ÷ S'）	46.7 戸/ha	
備考		

住宅市街地整備計画書

1. 整備地区及び重点整備地区の区域

(1) 整備地区

名称：秋田駅東第三地区

所在地：秋田市手形字十七流、同手形字蛇野、同手形字西谷地、同手形字中谷地、同手形字山崎、同広面字屋敷田、同手形新栄町、同千秋城下町及び同中通七丁目の各一部

面積：約45.5ha

(2) 重点整備地区

①名称：秋田駅東第三地区

所在地：秋田市手形字山崎の一部、字西谷地の一部、手形新栄町の一部

面積：約12.8ha

②名称：秋田駅東第三地区（第二工区）

所在地：秋田市手形字西谷地の一部、字蛇野の一部、字十七流の一部

面積：約14.0ha

③名称：秋田駅東第三地区（第三工区）

所在地：秋田市手形字西谷地の一部、字中谷地の一部、字十七流の一部、広面字屋敷田の一部

面積：約10.7ha

2. 整備地区の整備の基本的方針

(1) 整備地区の概要

①立地

当地区は、秋田県秋田市のほぼ中央部に位置し、地区西側はJR奥羽本線、北側は主要地方道秋田岩見船岡線（都市計画道路千秋広面線）に接している。秋田駅は、区域から概ね0.2kmから1.0kmである。

②地区の形成経緯

当地区は、昭和初期に土地改良事業が実施された田園地帯であるが、秋田駅に近接するという好条件に恵まれた区域であることから、昭和30年代中頃から1.8m～3.6m程度の農道や4.0m程の市道に沿って、一般住宅の建築がスプロール的に進み、急激に市街化した区域であるため、昭和30年代、40年代の老朽木造住宅が密集したまま、現在に至っている。

また、秋田大学やノースアジア大学等に近接しているため、古くから学生向けの民間賃貸住宅が多く、最近では、秋田駅に隣接した利便性から単身赴任者等の単身者向け賃貸住宅も多い。

③現況

当地区は、秋田市施行の「秋田駅東第三地区土地区画整理事業」が施行中の地区であり、平成 17 年の本住宅市街地総合整備事業の整備計画の当初計画時の地区全体の住宅戸数密度は、41.4 戸/ha、不燃領域率は 26.6%、老朽木造住宅戸数割合 64.9%となっており、地区内には狭隘道路が多く、災害時の対応が困難で、防災上、居住環境の面で問題を抱えていた。

その後、地区の西側区域から、土地区画整理事業及び本整備計画に係る重点整備地区の事業が進捗して、老朽住宅の除却と高層の集合住宅を含む住宅の更新整備が進み、平成 23 年 12 月の地区の住宅戸数は、2,206 戸、住宅戸数密度 48.5 戸/ha、老朽住宅数は、750 戸であったが、平成 24 年に重点整備地区を東側区域の第二工区に拡げ、更に事業を進めた結果、平成 29 年には、地区の住宅戸数は 2,125 戸、住宅戸数密度は 46.7 戸/ha、老朽住宅数 903 戸（経年により増加）、換算老朽住宅戸数割合 52.5%となっている。また、土地区画整理事業による基盤施設整備と敷地を整序する仮換地指定がなされていない地区の東南部の残された密集住宅市街地の区域では、換算老朽住宅戸数割合は未だ 73.5%に達している。

(2) 整備地区の課題

- ・ 当地区の大半を占める住居地域は、農道を利用してスプロール的に整備された住宅地であり、公園等のオープンスペースが少ないため、災害時の避難や延焼拡大の危険性が高く延焼防止や避難路として有効なオープンスペース等の確保に努める必要がある。
- ・ 幅員 4 m 以下の狭隘道路が多く、救急活動や防災活動上の環境改善を図る必要がある。
- ・ 憩い空間と子供の遊び場の確保を行うために、公園の整備、さらには緑道の整備を進め生活環境の向上を図る必要がある。
- ・ 円滑な防火活動を行うために、道路整備に合わせて、消火栓等の消防水利の適正配置、整備を進める必要がある。
- ・ 木造の老朽住宅が占める比率が高く、住環境の改善と市街地防災性の向上のため、住宅の建替えを促進する必要がある。
- ・ 賃貸住宅等の建替により、住宅に困窮する世帯に対応した従前居住者の居住継続について、検討する必要がある。

(3) 整備地区の整備の方針

①整備の基本構想

- イ) 安全・安心を享受できる快適な居住環境の形成
老朽木造住宅等の建替による不燃化・共同化等を促進すると共に、生活環境改善に欠かせない幹線道路並びに生活道路等の整備、公園、緑道等の整備を進め、地区全体の安全と安心を確保し、快適な居住環境を形成する。
- ロ) 憩いと安らぎのある生活環境の形成
緑道の整備やポケットパーク等を整備することにより、「街なかの憩い空間」や「潤い空間」等の整備を行い、生活環境に憩いと安らぎを与える環境整備を行う。
- ハ) 参画と協働によるまちづくりの実現
当地区は、土地区画整理事業施行地区内であり、既に地区住民との協働体制が整っており、都市計画に基づいた道路、公園等の整備を進めながら良好な住宅環境の形成に努める。

②防災性の向上に関する基本方針及び実現方策

- イ) 延焼防止上危険な建築物に対する対処
老朽建築物の多くを占める戸建木造住宅等については、土地区画整理事業の実施にあわせて移転建替を進め、不燃建築物への積極的な誘導を図る。また、狭隘道路の拡幅や未接道宅地の解消等整備を進め防災性の向上を図る。
- ロ) 不燃領域率の向上
当地区の現在の不燃領域率は26.6%と非常に低く、40%以上に向上させることを目標に、木造建築物の不燃化への誘導を図る。また、道路や公園の整備により、防災上有効な空地を確保する。
- ハ) 消防活動困難区域解消
消防活動困難区域を解消するために、区域内の街路の多くを占める幅員4m未満の狭隘道路の拡幅または新設道路の配置等の整備を行い、緊急車両通行等の円滑化を図る。さらに円滑な消防活動を行うため、消火栓を適正に配置整備するとともに、土地区画整理事業後に公園等の地下への耐震性貯水槽の設置整備を進めるものとする。

③老朽建築物等の建替の促進に関する基本方針及び実現方策

現在施行中の土地区画整理事業区域と重複している区域であり、事業計画上の建物移転率が97.2%と高いため、地区内の全老朽建築物の建替を行い、併せて不燃建築物への誘導を図る。さらに民間活力を利用した防災に関する勉強会やワークショップを開催する。

④従前居住者の対策に関する基本方針及び実現方策

住宅困窮者については、地区周辺にある民間賃貸住宅や公営住宅への入居斡旋により対応する。

3. 整備地区の土地利用に関する事項

土地利用に関する基本方針

- ・コンパクトで成熟した市街地形成を実現するため、既成市街地の機能を充実させる必要があることから、多様なライフスタイルに対応できる住宅の供給や土地の有効利用が図られるよう、民間の土地活用について誘導していく。

商業・業務地区：千秋広面線沿道並びに地区内の千秋山崎線、山崎広面線、明田外旭川線、二ッ屋山崎線の都市計画道路沿道を商業・業務地区として商業・業務系施設の立地誘導を図り、土地の有効利用を促進し、背後の住宅地と調和のとれた沿道型商業空間の形成を図る。

住宅地区：地区内の狭隘道路並びに行き止まり道路の拡幅整備、道路再配置と地区の第二種住居地域、第二種中高層住居地域、第一種低層住居地域の用途地域指定に合わせた老朽木造住宅等の建替を促進し、地区全体の不燃化率の向上と安全で安心できる快適な住宅地の形成を図る。

4. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な街区における住宅等の整備に関する事項

団地名 (工区名) (面積)	事業手法	施行者	建設戸数	住宅建設の基本方針
合計				

(2) その他の街区における住宅等の整備に関する事項

●建替誘導

土地区画整理事業の事業計画に合わせて、老朽住宅の移転建替えを行う。

5. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 主要な施設の整備に関する事項

施設名		整備の内容			
		名称	種別等	事業量	備考
公共施設	道 路	3. 4. 31 明田外旭川線	道路新設	幅員=28~25m 延長=611m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 3. 65 千秋山崎線	道路新設	幅員=43~25m 延長=283m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 4. 27 千秋広面線	道路新設	幅員=25m 延長=59m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 4. 19 二ツ屋山崎線	道路新設	幅員=16m 延長=605m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 4. 67 山崎広面線	道路新設	幅員=16m 延長=496m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 5. 61 秋田駅東一号線	道路新設	幅員=12m 延長=351m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 4. 69 手形東通線	道路新設	幅員=20m 延長=180m	都市計画決定済み (区画整理)
		3. 5. 70 秋田駅東二号線	道路新設	幅員=12、13m 延長=289m	都市計画決定済み (区画整理)
		7. 6. 5 駅東二号線	道路新設	幅員=8m 延長=589m	都市計画決定済み (区画整理)
	公 園	2. 2. 232 手形新栄町街区公園	公園新設	面積=1,070 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		2. 2. 233 手形山崎街区公園	公園新設	面積=4,200 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		2. 2. 234 手形西谷地第一街区公園	公園新設	面積=2,650 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		2. 2. 235 手形西谷地第二街区公園	公園新設	面積=2,110 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		2. 2. 236 手形十七流第一街区公園	公園新設	面積=1,780 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		2. 2. 237 手形十七流第二街区公園	公園新設	面積=1,870 m ²	都市計画決定済み (区画整理)
		下水道			
		河 川			
		その他			
	公益施設		名 称	面 積	備 考
		教育施設			
		その他			

(2) その他の施設に関する事項

①道路整備の基本方針

- ・ その他施設の道路の多くは、幅員6m以上（6m道路：延長10,258m）の道路とし、東西約110m、南北約34mの区画道路ネットワークの形成を図る。
- ・ 行き止まり道路の解消のために用いられる幅員4m道路（計121m）については移転建替えと併せた整備の推進を図る。

②ポケットパークの整備の基本方針

- ・ 地区幹線道路の沿道に歩行者の快適な滞在の場となるようポケットパークの整備を推進する。

③公益施設整備の基本方針

- ・ 区域内においては、地域コミュニティ活動の核施設がないため、既存施設を活用した集会所を設置する。

6. その他必要な事項

- ・ 秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区と同一地区であることから、土地区画整理事業との調整を図りながら整備を進める。

事業名	補助対象施設名	備考
土地区画整理事業	都市計画道路	社会資本整備総合交付金 道路事業 (事業期間：～平成 42 年度) 地方特定道路整備事業 (事業期間：～平成 24 年度)
	区画道路	社会資本整備総合交付金 道路事業 (事業期間：～平成 42 年度) 都市再生整備計画事業 (事業期間：～平成 26 年度) 都市再生区画整理事業 (事業期間：～平成 41 年度) 地方特定道路整備事業 (事業期間：～平成 24 年度)
	街区公園	公共施設管理者負担金
住宅市街地総合整備事業	老朽建築物等除却 特殊道路(緑道) ポケットパーク	社会資本整備総合交付金 住環境整備事業 (事業期間：～平成 41 年度)

地区現況表

重点整備地区要件等一覧表

要件等に係る数値等	備考
重点整備地区面積 (S) 12.8 ha	秋田駅東第三地区 ---当初計画区域 (重点整備地区①)
住宅戸数 (A) 663 戸	
換算老朽住宅戸数 (B) 489 戸	
住宅戸数密度 52.0 戸/ha 換算老朽住宅戸数割合 (C) 74.0 %	$A \div S$ $C = B \div A \times 100$
(耐震改修促進型の地区要件) 大規模震災等による危険性が高い地域内 a. 地域防災計画に位置づけられた避難地、 避難路又は緊急輸送道路に面する区域 b. 地震対策強化地域 c. 東南海・南海地震防災対策推進地域 d. 特定観測地域又は観測強化地域を含む 市町村の区域	

(注) 耐震改修促進の場合は、換算老朽住宅戸数、換算老朽住宅戸数割合については、記載を要しない。

参考：重点整備地区要件が緩和される地区指定等

- 重点供給地域
- 小規模敷地 (100 m²未満) の割合が7割以上 (%)

記入要領：該当する場合、○印を記入すること。

地区現況表

重点整備地区要件等一覧表

要件等に係る数値等		備考
重点整備地区面積 (S)	14.0 ha	秋田駅東第三地区 (第二工区) ---東側区域の旧バス通り以北 (重点整備地区②)
住宅戸数 (A)	773 戸	
換算老朽住宅戸数 (B)	429 戸	
住宅戸数密度	55.0 戸/ha	$A \div S$
換算老朽住宅戸数割合 (C)	55.5 %	$C = B \div A \times 100$
(耐震改修促進型の地区要件) 大規模震災等による危険性が高い地域内 a. 地域防災計画に位置づけられた避難地、 避難路又は緊急輸送道路に面する区域 b. 地震対策強化地域 c. 東南海・南海地震防災対策推進地域 d. 特定観測地域又は観測強化地域を含む 市町村の区域		

(注) 耐震改修促進の場合は、換算老朽住宅戸数、換算老朽住宅戸数割合については、記載を要しない。

参考：重点整備地区要件が緩和される地区指定等

- 重点供給地域
- 小規模敷地 (100 m²未満) の割合が7割以上 (%)

記入要領：該当する場合、○印を記入すること。

地区現況表

重点整備地区要件等一覧表

要件等に係る数値等	備考
重点整備地区面積 (S) 10.7 ha	秋田駅東第三地区 (第三工区) ---東側区域の旧バス通り以南 (重点整備地区③)
住宅戸数 (A) 586 戸	
換算老朽住宅戸数 (B) 431 戸	
住宅戸数密度 換算老朽住宅戸数割合 (C) 54.8 戸/ha 73.5 %	$A \div S$ $C = B \div A \times 100$
(耐震改修促進型の地区要件) 大規模震災等による危険性が高い地域内 a. 地域防災計画に位置づけられた避難地、 避難路又は緊急輸送道路に面する区域 b. 地震対策強化地域 c. 東南海・南海地震防災対策推進地域 d. 特定観測地域又は観測強化地域を含む 市町村の区域	

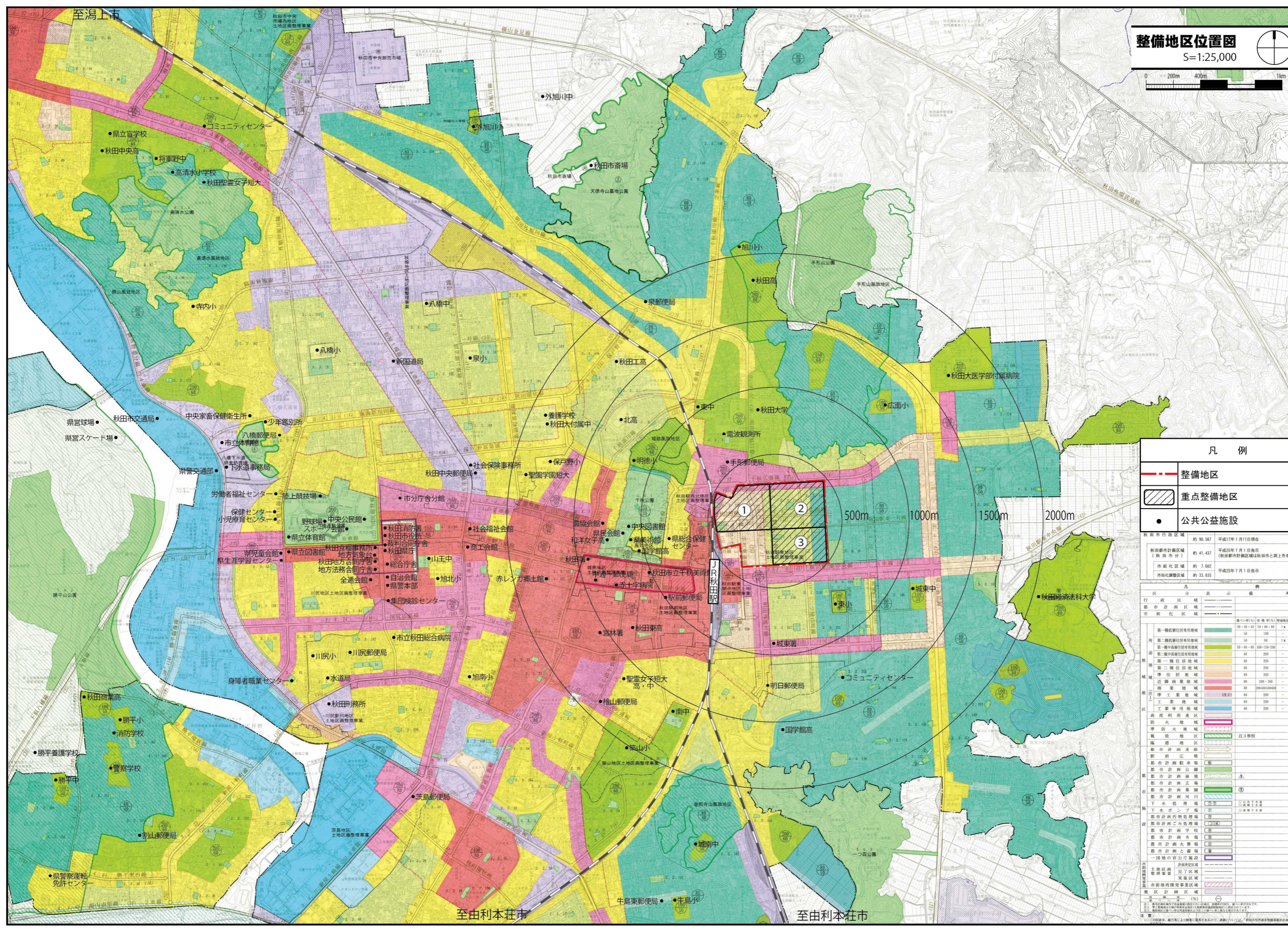
(注) 耐震改修促進の場合は、換算老朽住宅戸数、換算老朽住宅戸数割合については、記載を要しない。

参考：重点整備地区要件が緩和される地区指定等

- 重点供給地域
- 小規模敷地 (100 m²未満) の割合が7割以上 (%)

記入要領：該当する場合、○印を記入すること。

整備地区位置図
S=1:25,000



凡例

	整備地区
	重点整備地区
	公共公益施設

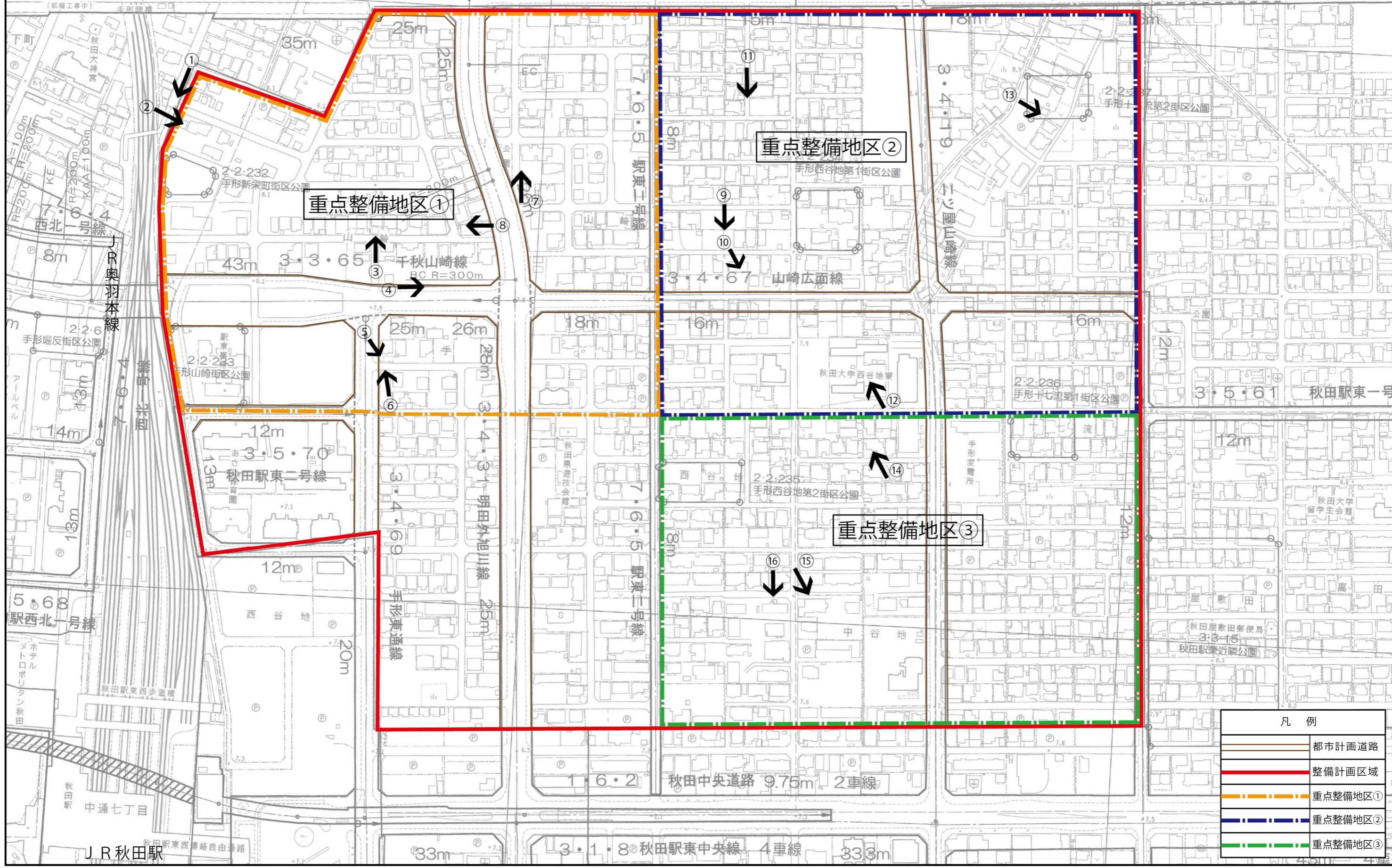
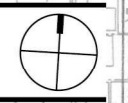
秋田市行政区域	約 90,567	平成17年1月1日現在
秋田都市計画区域 (秋田市内)	約 41,437	平成25年7月1日告示 (秋田都市計画区域2秋田市と潟上市を含む)
市街化区域	約 7,692	平成25年7月1日告示
市街化調整区域	約 33,835	

区分	表示	備考
行政区域		
都市計画区域		
市街化区域		
第一種低層住居専用地域		容積率(%) 20-30 用途制限(㎡) 1.5
第一種中高層住居専用地域		容積率(%) 30-40 用途制限(㎡) 1.5
第二種中高層住居専用地域		容積率(%) 50-60 用途制限(㎡) 2.0
第一種住居地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
第二種住居地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
準住居地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
近隣商業地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
商業地域		容積率(%) 50 用途制限(㎡) 2.0
工業地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
工業専用地域		容積率(%) 40 用途制限(㎡) -
高層利用地区		
防火地域		
準防火地域		
風致地区		注3参照
臨海地区		
都市計画道路		
駅前広場		
都市計画駐車場		
都市計画公園		
都市計画緑地		
都市計画広場		
都市計画公園		
都市計画河川		
下水処理場		注4参照
工業廃棄物処理場		注5参照
都市計画河川		
都市計画ごみ処理場		
都市計画学校		
都市計画市場		
都市計画火葬場		
都市計画と畜場		
団地の官公庁業務		
市街化調整区域		
土地区画		
管理事業		
指定区域		
市街地再開発事業区域		
地区計画区域		
市街地再開発事業区域		
地区計画区域		

地区名 秋田駅東第三地区

整備地区区域図

S=1:3,000



凡例	
	都市計画道路
	整備計画区域
	重点整備地区①
	重点整備地区②
	重点整備地区③

①手形新栄町跨線橋と老朽化した廃業店舗



②手形新栄町に残存する老朽住宅



③整備済区画道路沿いの建替えされた住宅



④都計道千秋山崎線整備済区間北側沿道



⑤整備済都計道手形東通線東側沿道



⑥整備済都計道手形東通線・千秋山崎線交差点



⑦建替えが進む区画道路沿道(都計道明田外旭川線東側)



⑧建替えが進む区画道路沿道(都計道明田外旭川線西側)



⑨生活道路と化している暗渠排水路



⑩老朽民間賃貸住宅



⑪狭隘行き止まり道路



⑫老朽化した大規模学生寮



⑬空き宅地と低層老朽化住宅



⑭木造戸建て住宅



⑮老朽住宅越しに見える高層共同住宅

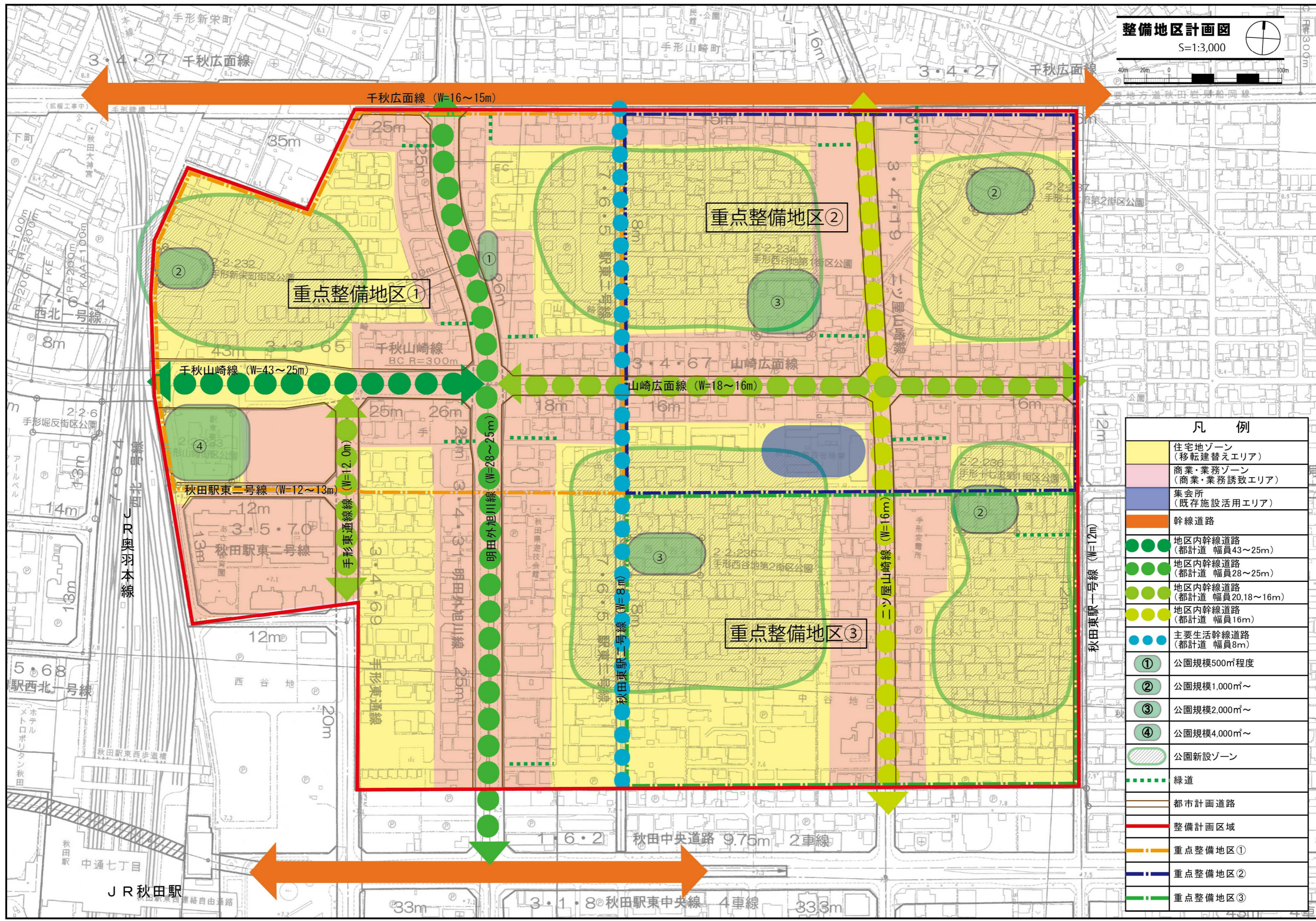
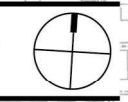


⑯建替えられた賃貸共同住宅



整備地区計画図

S=1:3,000



凡 例	
	住宅地ゾーン (移転建替えエリア)
	商業・業務ゾーン (商業・業務誘致エリア)
	集会所 (既存施設活用エリア)
	幹線道路
	地区内幹線道路 (都計道 幅員43~25m)
	地区内幹線道路 (都計道 幅員28~25m)
	地区内幹線道路 (都計道 幅員20,18~16m)
	地区内幹線道路 (都計道 幅員16m)
	主要生活幹線道路 (都計道 幅員8m)
	① 公園規模500㎡程度
	② 公園規模1,000㎡~
	③ 公園規模2,000㎡~
	④ 公園規模4,000㎡~
	公園新設ゾーン
	緑道
	都市計画道路
	整備計画区域
	重点整備地区①
	重点整備地区②
	重点整備地区③

変更概要書

変更する箇所	変更前	変更後	変更を必要とする理由
<p>整備計画書</p> <p>(1) 重点整備地区</p> <p>名称： 所在地： 面積：</p> <p>2. 整備地区の整備の基本的方針</p> <p>(1) 整備地区の概要</p> <p>③ 現況</p>	<p>①名称：秋田駅東第三地区 所在地：秋田市手形山崎の一部、手形字西谷地の一部、手形新栄町の一部 面積：約12.8ha</p> <p>②名称：秋田駅東第三地区(第二工区) 所在地：秋田市手形字西谷地の一部、手形字蛇野の一部、手形字十七流の一部 面積：約14.0ha</p> <p>③ 現況 当地区は、秋田市施行の「秋田駅東第三地区土地区画整理事業」が施行中の地区であり、平成17年の本住宅市街地総合整備事業の整備計画の当初計画時の地区全体の住宅戸数密度は、41.4戸/ha、不燃領域率は26.6%、老朽木造住宅戸数割合64.9%となっており、地区内には狭隘道路が多く、災害時の対応が困難で、防災上居住環境の面で問題を抱えていた。 その後、地区の西側区域から、土地区画整理事業及び本整備計画に係る重点整備地区の事業が進捗して、老朽住宅の除却と高層の集合住宅を含む住宅の更新整備が進み、平成23年12月の地区の住宅戸数は、2,206戸、住宅戸数密度48.5戸/ha、老朽住宅数は750戸、換算老朽住宅戸数割合42.4%となっているが、土地区画整理事業による基盤施設整備と敷地を整序する仮換地指定がなされていない東側区域では、換算老朽住宅戸数割合は未だ</p>	<p>①名称：秋田駅東第三地区 所在地：秋田市手形山崎の一部、手形字西谷地の一部、手形新栄町の一部 面積：約12.8ha</p> <p>②名称：秋田駅東第三地区(第二工区) 所在地：秋田市手形字西谷地の一部、手形字蛇野の一部、手形字十七流の一部 面積：約14.0ha</p> <p>③名称：秋田駅東第三地区(第三工区) 所在地：秋田市手形字西谷地の一部、字中谷地の一部、字十七流の一部、広面字屋敷田の一部 面積：約10.7ha</p> <p>③ 現況 当地区は、秋田市施行の「秋田駅東第三地区土地区画整理事業」が施行中の地区であり、平成17年の本住宅市街地総合整備事業の整備計画の当初計画時の地区全体の住宅戸数密度は、41.4戸/ha、不燃領域率は26.6%、老朽木造住宅戸数割合64.9%となっており、地区内には狭隘道路が多く、災害時の対応が困難で、防災上、居住環境の面で問題を抱えていた。 その後、地区の西側区域から、土地区画整理事業及び本整備計画に係る重点整備地区の事業が進捗して、老朽住宅の除却と高層の集合住宅を含む住宅の更新整備が進み、平成23年12月の地区の住宅戸数は、2,206戸、住宅戸数密度48.5戸/ha、老朽住宅数は、750戸であったが、平成24年に重点整備地区を東側区域の第二工区に拡げ更に事業を進めた結果、平成29年には、地区の住宅戸数は2,125戸、住宅戸数密度は46.7戸/ha、老朽住宅数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初整備計画により設定された重点整備地区における事業が進捗し、一体的に施行されている土地区画整理事業の整備計画に合わせて重点整備地区の第三工区を設定し、老朽住宅買取除却事業により市街地の住環境の改善、防災性の向上と区画整理事業の促進を図るため。 ・重点整備地区の土地区画整理事業と本住宅市街地整備事業の進展により、地区の現況が変化するとともに、重点整備地区第三工区を設定する地区東側区域の設定要件となる換算老朽住宅戸数割合等を示す必要があるため。

変更概要書

変更する箇所	変更前	変更後	変更を必要とする理由
	56.9%に達している。	903戸（経年により増加）、換算老朽住宅戸数割合 52.5%となっている。また、土地区画整理事業による基盤施設整備と敷地を整序する仮換地指定がなされていない地区の東南部の残された密集住宅市街地の区域では、換算老朽住宅戸数割合は未だ 73.5%に達している。	
<p>6. その他必要な事項</p> <p>②その他特に記すべき事項</p>	<p>②その他特に記すべき事項</p> <p>事業名：土地区画整理事業 補助対象施設名：都市計画道路 備考：社会資本整備総合交付金、道路事業、地方特定道路整備事業</p> <p>補助対象事業名：区画道路 備考：社会資本整備総合交付金、道路事業、都市再生整備計画事業、地方特定道路整備事業</p> <p>補助対象事業名：街区公園 備考：公共施設管理者負担金</p> <p>事業名：住宅市街地総合整備事業 補助対象施設名：老朽建築物等除却、特殊道路（緑道）、ポケットパーク</p>	<p>②その他特に記すべき事項</p> <p>事業名：土地区画整理事業 補助対象施設名：都市計画道路 備考：社会資本整備総合交付金、道路事業（事業期間：～平成 42 年度） 地方特定道路整備事業（事業期間：～平成 24 年度）</p> <p>補助対象事業名：区画道路 備考：社会資本整備総合交付金、道路事業、（事業期間：～平成 42 年度） 都市再生整備計画事業、（事業期間：～平成 26 年度） 都市再生区画整理事業、（事業期間：～平成 41 年度） 地方特定道路整備事業（事業期間：～平成 24 年度）</p> <p>補助対象事業名：街区公園 備考：公共施設管理者負担金</p> <p>事業名：住宅市街地総合整備事業 補助対象施設名：老朽建築物等除却、特殊道路（緑道）、ポケットパーク 備考：社会資本整備総合交付金、住環境整備事業（事業期間：～平成 41 年度）</p>	<p>・国庫補助金、交付金制度の变革</p>